

法律知識 No.67



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q 日本へ持ち帰れない物

ハワイ旅行に行き、現地でビーフジャーキーを購入したのですが、食べきれず、残ったビーフジャーキーを持ち帰ることにしました。飛行機の中で、ビーフジャーキーなど肉製品を所持している人は、動物検疫カウンターに立ち寄るよう放送されていたことから、到着後、動物検疫カウンターに向かいました。ビーフジャーキーを所持していることを申告したところ、持ち込めないため、廃棄するよう指示され、廃棄しました。今回のように購入した物を無駄にしたいくないため、他に持ち帰れない物があれば、教えて下さい。

A

海外から日本に持ち込めない物としては、主に、ワシントン条約で規制されている物、関税法で規制されている物、家畜伝染病予防法で規制されている物などがあります。それぞれ具体例を挙げて説明します。

【ワシントン条約で規制されている物】 ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といいます。この条約に基づき、絶滅のおそれがあるとされる野生動植物の輸入は禁止されています。生きている動植物だけでなく、剥製なども持ち込みが禁止されています。具体的には、チンチラや狼などの毛皮、鱈や海亀などで作られたハンドバッグ、象牙彫刻品、鷲や鷹などの剥製、虎や熊を使った漢方薬、珊瑚を使ったアクセサリーなどが規制されています。

【関税法で規制されている物】 麻薬などの薬物、拳銃などの銃器、ダイナマイトなどの爆発物や火薬類、毒ガスなどの化学兵器、感染症予防法で定められた病原体、偽造された紙幣、風俗を害すべき書籍、商標権や著作権などを侵害する物（偽ブランド品や海賊版DVD）などがあります。故意にこれらの物を輸入しようとした場合、刑罰も定められています。

【家畜伝染病予防法で規制されている物】 家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の発生、蔓延を予防するために一定の畜産物について海外からの持ち込みを禁止しています。対象となるのは、偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊、鹿など）、馬、家禽、犬、兎、蜜蜂由来の畜産物です。肉や臓器は、加熱調理済みの加工品（ジャーキー、ソーセージなど）も対象となります。政府の発行する検査証明書がパッケージに印刷された製品がありこのような製品であればこれらの禁止品を国内に持ち込むことができますが、アメリカ合衆国産のビーフジャーキーには検査証明書が付いたものはないようです。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13:00~16:00)

開催日

- 福島出張所 9月5日(月)、10月3日(月)
- いわき出張所 9月12日(月)、10月11日(火)
- 二本松出張所 9月20日(火)、10月17日(月)